

第9節 郵政行政の推進

1 概要

1 これまでの取組

郵政事業は、1871年の郵便創業以来、全国津々浦々で国民生活を支えているが、2007年10月1日に経営の自主性、創造性等の発揮により国民の利便の向上等に貢献することを目的として民営化され、現在は民間企業である日本郵政グループの下で事業が営まれている。日本全国で2万4千局規模の郵便局のネットワークは、民営化後も、あまねく全国で利用されることを旨として設置されることとされており、2026年5月末時点においても民営化前と同水準を維持している。

総務省では、日本郵政グループに対する監督等を通じ、郵便・貯金・保険といった郵政事業のユニバーサルサービスの確保、地域における郵便局の活用を通じた地域貢献等に取り組んでいる。

2 今後の課題と方向性

我が国においては、少子高齢化、都市への人口集中、自然災害の多発、行政手続のオンライン化を含む社会全体のデジタル化等、社会環境が大きく変化している。特に地方においては、生活に必要な役割を担う公的な企業の撤退や、行政サービスを提供する地方自治体の支所等の廃止が進み、地域に残る公的基盤としての郵便局の重要性は増大している。

このため、日本郵政グループにおいては、民間企業としての適切な経営を確保した上で、郵便局ネットワークを通じた郵政事業のユニバーサルサービスの提供を確保するとともに、郵便局における自治体窓口事務の実施等の公的な役割を引き続き果たしていくことが重要である。

一方で、デジタル化の進展により郵便物数の継続的な減少等が進んでおり、2025年11月に公表された2025年度の間決算では、主に郵便・物流事業の業績が低調であったことに伴い同年度の通期業績目標を下方修正するなど、日本郵政グループの経営環境は極めて厳しい状況にある。また、2025年4月には日本郵便における「貨物自動車運送事業法」（平成元年法律第83号）に基づく点呼業務の不備事案が明らかになるなど、コンプライアンス上の問題も生じている。

このため、総務省においては、日本郵政グループの適切な監督や必要に応じた制度の見直し、実証事業の推進等を通じて、郵政事業のユニバーサルサービスの提供の確保及び郵便局の利活用の拡大を図ることにより、国民・利用者の利便性向上や地域社会への貢献を推進する必要がある。あわせて、国際分野における諸外国との協力拡大、日本企業の海外展開支援や、信書便事業分野における公正競争の確保についても引き続き取組を推進する必要がある。

2 郵政行政の推進

1 郵政事業のユニバーサルサービスの確保

ア 郵便料金の改定及び郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方に関する検討

インターネットやSNSの普及等による郵便物数の減少や、燃料費等物価の高騰の影響もあり、2022年度の日本郵便の郵便事業の営業損益は民営化以降初めての赤字となったことに加え、その後の見通しも非常に厳しいものであった。これを踏まえ、2024年6月13日に、総務省において、定形郵便物^{*1}の

^{*1} 「郵便法」（昭和22年法律第165号）第67条第2項第3号に規定するもの（第一種郵便物（郵便書簡を除く。）のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであって、その重量が25グラム以下のもの）を指す。

料金の上限を定める「郵便法施行規則」(平成15年総務省令第5号)の改正を行った。これを受けて、同日、日本郵便から郵便料金変更の届出がなされ、同年10月1日に郵便料金の改定が行われた。

また、上記の改正にあたり付議した「物価問題に関する関係閣僚会議」等において、郵便事業のより安定的な提供を将来にわたって確保する観点から、郵便料金に係る制度の見直しの検討を行うよう求められたこと等を踏まえ、総務省は、情報通信審議会に対し、「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方」を諮問し、2025年7月に答申を受けた。

同審議会での議論を経て取りまとめられた答申では、①「郵便事業における収支相償」の規定を見直し、日本郵便の経営判断の余地を拡大、②「上限認可制度」のような日本郵便の発意に基づき定形郵便物の上限料金設定の手続を行う制度の導入、③定形郵便物の料金の上限額に係る算定基準等について総務省において検討の場を設けて議論を行う、などの方向性が示された。

この答申を踏まえ、総務省は、「郵便事業における収支相償」の規定を緩和し、郵便事業以外の事業の収支の状況も勘案して郵便料金を設定することを許容するとともに、定形郵便物の料金の上限額を日本郵便の申請に基づき総務大臣が認可する制度に見直すなどの措置を講ずる「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」を2026年3月に国会に提出した(同年6月成立)。

あわせて、総務省は、2025年9月から「郵便料金に係る算定基準等に関する検討会」を開催し、定形郵便物の料金の上限額に係る算定基準等について検討を行った。今後、検討の内容を踏まえて、算定基準等を作成・公表することとしている。

イ 郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度

郵政事業のユニバーサルサービスの提供を安定的に確保するため、2018年6月、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度が創設され、2019年4月から制度運用が開始された。独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(郵政管理・支援機構)が総務大臣の認可を受けて交付金の交付、拠出金の徴収等を実施しており、2026年度の日本郵便への交付金の額は約3,334億円であり、拠出金の額はゆうちょ銀行が約2,740億円、かんば生命が約595億円となっている。

ウ 日本郵政グループの経営の健全性・ガバナンスの確保に向けた取組

総務省では毎年度、郵政事業のユニバーサルサービスを提供する責務の履行にあたり、安定的かつ円滑に提供できる業務執行体制が確保できているか、資金計画や収支予算が妥当か、公益性及び地域性が十分に発揮されるようになっているか等を確認する観点から、日本郵政と日本郵便の事業計画を認可している。あわせて、その認可にあたり、両社に対して、事業計画の実施にあたってそれぞれ取り組むべき事項について要請している。また、2022年からは郵政モニタリング会合を開催し、両社における要請事項への取組について、その見通しや進捗状況を確認しているほか、2025年度には日本郵便におけるガバナンス強化をテーマとした議論を集中的に行った。

2 人口減少下における「コミュニティ・ハブ」としての郵便局の利活用の推進

人口減少等社会環境が変化していく中で、全国津々浦々に、2万4千局のネットワークを持つ郵便局に対して、地域の実情やニーズにあわせた役割を果たすことへの期待が高まっている。

このような中、郵便局では、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」(平

成13年法律第120号)^{*2}により、住民票の写し等公的証明書の交付請求の受付・引渡しや、マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新申請の受付等（同法2021年改正）、マイナンバーカードの交付申請の受付等（同法2023年改正）、様々な自治体窓口事務が取り扱われており、郵便局の公的な役割は拡大しているところである。

また、総務省ではこれまで、「郵便局活性化推進事業^{*3}（郵便局×地方自治体等×ICT）」（2019年度～2021年度）や、「郵便局等の公的地域基盤連携推進事業^{*4}」（2022年度～2024年度）を実施し、住民生活支援サービス等について、郵便局を活用していくことによる成果や課題等の把握を行ってきた。

さらに、2022年10月には、情報通信審議会に対し、「デジタル社会における郵便局の地域貢献の在り方」を諮問し、2024年6月には、同審議会の郵政政策部会から一次答申「デジタル社会における郵便局の地域貢献の在り方」が示されたところである。同答申では、郵便局の更なる地域貢献の実現に向けた方策として、地域の「コミュニティ・ハブ」実現に向けた促進策を検討すべきこと等が示された。

これを受け、総務省では、2025年度から、自治体窓口事務等の行政サービスと住民生活支援サービスを一体的に提供する「コミュニティ・ハブ」として活用するための実証事業「地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業^{*5}」（図表Ⅱ-2-9-1）を開始した。2025年度においては、総務省の公募に採択された全国の8団体（北海道浦幌町、兵庫県西宮市、島根県大田市、広島県江田島市、広島県安芸高田市、山口県美祢市、愛媛県宇和島市、熊本県上天草市）において、実証事業を行い、成果や課題等の把握を行った。

このほか、総務省では、2025年度から自治体窓口事務を受託する過疎地の郵便局等に対し、市町村が行政サービスや住民生活支援サービスを委託することに伴う初期経費について、特別交付税措置（措置率0.5）を講じている（図表Ⅱ-2-9-2）。

図表Ⅱ-2-9-1 地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業



*2 2002年に「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律」から改称。

*3 郵便局と地方公共団体等の連携により、地域の諸課題解決や利用者利便の向上を推進していくことを目的に実施。

*4 デジタル技術と郵便局ネットワークを活用し、郵便局と地方公共団体等の地域の公的基盤が連携することにより地域課題を解決することを目的に実施。

*5 地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業：https://www.soumu.go.jp/yusei/kasseika.html

図表Ⅱ-2-9-2 人口減少地域の郵便局等を活用した行政サービス等の確保に対する特別交付税措置

1. 対象自治体

郵便局事務取扱法等※¹に基づき、戸籍謄本等公的証明書の交付事務等を過疎地※²に所在する郵便局等に委託する市町村

※¹ 公共サービス改革法第34条に基づく委託も含む。

※² 日本郵便株式会社法施行規則第4条第2項第3号（離島、奄美、山村、小笠原、半島、過疎地域、沖縄離島）。

2. 対象経費

窓口事務を含む行政サービス、住民生活支援サービスの委託に伴う初期経費

※ 別に財政措置されているものを除く。

（具体的な対象事業の範囲（例））

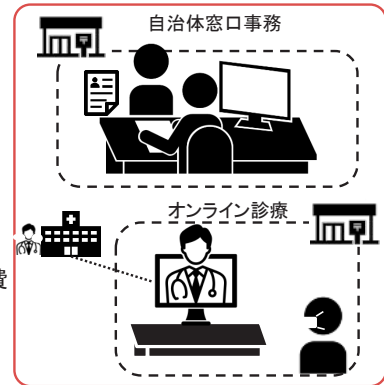
○行政サービス（市町村への申請サポート、オンライン相談等）

システム整備費、回線・機器整備費、レイアウト変更経費、広報経費

○住民生活支援サービス

・買い物支援のためのシステム整備費、備品購入費、広報経費

・オンライン診療のためのシステム整備費、回線・機器整備費、レイアウト変更経費



3. 地方財政措置

特別交付税措置（措置率0.5）

3 郵便局で取得・保有するデータの活用

総務省では、郵便局が、信書の秘密、郵便物に関して知り得た他人の秘密及び個人情報の適切な取扱いを確保しつつ、保有・取得するデータを有効活用することを促進している。2022年12月からは、日本郵政・日本郵便における取組や、総務省における施策の実施に際して有識者等から助言を得ることを目的として「郵便局データ活用アドバイザリーボード」を開催している。

郵便局データの活用の具体的な取組としては、2024年1月の石川県能登地方の地震では、日本郵便において、県公表の安否不明者リストと、日本郵便が有する居住者データを照合し、安否不明者リストの精度を向上させた。このほか、日本郵便は、2023年6月から、弁護士会が「弁護士法」（昭和24年法律第205号）に基づき、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている訴え等の相手方の転居届に係る新住所の情報を照会した場合（弁護士会がDV等との関連が窺われないと判断した事案に限る）などに当該情報を提供している。また、2026年4月1日からは、地方自治体が、「地方税法」（昭和25年法律第226号）に基づく協力要請として住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている滞納者の転居届に係る情報を照会した場合に、当該情報を提供している。加えて、地方自治体が「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号）に基づき空家の所有者の転居届に係る情報の提供を依頼した場合に、日本郵便が提供できる空家の範囲が拡大している。

総務省では、今後とも、公的機関等のニーズを踏まえつつ、郵便局データの活用に向けた取組を進めることとしている。

4 ゆうちょ銀行・かんぽ生命の新たな取組に係る対応

2025年6月に、日本郵政がゆうちょ銀行株式の2分の1以上を処分したことから、ゆうちょ銀行の新規業務は認可制から届出制へ移行した。

また、かんぽ生命から、2025年10月に倍額保障の開始時期の早期化及び終身保険に付加する無解約返戻金型特約の保険料払込期間の終身化に関して、「郵政民営化法」（平成17年法律第97号）に基づく届出があった。この届出があった保険は、2026年5月から、かんぽ生命及び全国の郵便局において

取り扱われている。

5 郵政民営化前に預け入れられた定期性の郵便貯金の払戻しに係る郵政管理・支援機構における運用の見直し

郵政民営化前に預け入れられた定期性の郵便貯金は、郵政管理・支援機構が承継した。満期後20年2か月が経過し、権利消滅の扱いとなった貯金^{*6}の払戻しの運用に関し、総務省から同機構へ要請を実施した。預金者に一層寄り添う観点から、2024年1月からは、原則として請求書の記載内容に基づき、真にやむを得ない事情があったと認められた場合、払戻しに応じる新たな運用を実施している。

3 国際分野における郵政行政の推進

1 万国郵便連合（UPU）への対応

国際連合の専門機関の一つである万国郵便連合（UPU）は、国際郵便に係るルールを形成し、世界の郵便ネットワーク・サービスの発展を担うことによって文化、社会及び経済の分野における国際協力に寄与することを目的として1874年に設立され、2024年には150周年を迎えた。近年では、新型コロナウイルスのパンデミック後も国際郵便物の取扱総量が回復していない厳しい状況の中、越境電子商取引の拡大に対応した適切な国際郵便の枠組みの策定を担う機関として、国際物流の発展に大きな役割を果たすことがより期待されている。

このような中、2022年1月から、我が国の目時政彦氏が、UPUのトップである国際事務局長（任期：1期4年間、最大で2期まで可能）を務めており、UPUの機能強化や財政再建等に主導的に取り組んでいる。その強力なリーダーシップはUPU加盟国からも高い評価を得ており、目時氏が引き続き国際事務局長を務めることが我が国を含む各国の郵政事業にとって有益との考えから、我が国政府は、2025年9月の万国郵便大会議におけるUPU国際事務局長選挙に、現職の目時氏を擁立し、参加加盟国による満場一致の信任を得て再選された（2期目：2026年～2029年）。また、管理理事会（41議席）及び郵便業務理事会（48議席）の理事国選挙も行われ、我が国はいずれも上位で当選を果たした。

総務省では、目時国際事務局長のリーダーシップを積極的に支えるとともに、UPUへの更なる貢献を図る観点から、UPUとの間の協力覚書に基づき、災害に強い郵便ネットワーク構築の取組や、郵便ネットワークの経済的、社会的活用等への取組支援、環境への負荷の少ない郵便ネットワーク構築を通じた気候変動対応の取組等、UPU加盟国における協力プロジェクトの実施を支援している。このような取組を通じて、我が国として、世界の郵便ネットワーク・サービスの一層の発展に積極的に貢献している。

2 日本型郵便インフラの海外展開支援

総務省では、政府の「インフラシステム海外展開戦略2030^{*7}」（2024年12月24日経協インフラ戦略会議決定）の一環として、日本型郵便インフラシステムの海外展開支援を推進している。こうした取組等に関して、近年の郵政事業を巡る課題等も踏まえた上で、官民による一層の連携の下、より効果的に推進していくため、総務省は、2024年7月に、郵政事業分野におけるグローバル展開に関する官民による当面の取組方策について取りまとめ、公表したところである。

日本型郵便インフラシステムの海外展開は、主に新興国・途上国を対象とし、我が国の郵便に関連す

^{*6} なおその効力を有するものとされる「旧郵便貯金法」（昭和22年法律第144号）の規定により、満期日から更に20年を経過し、催告を行った後、2か月が経っても払戻しの請求がない場合には、預金者の権利は消滅するとされている。

^{*7} インフラシステム海外展開戦略2030（令和6年12月会議決定）：<https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/keikyoku/dai58/siryoku6.pdf>

る優れた技術・システムや業務ノウハウを提供し、相手国の郵便サービスの品質向上や郵便業務の最適化を支援するものである。これまで、主に東南アジアを中心に取り組んできたが、近年では中東欧・コーカサス地域・南西アジア・中央アジアにも新規開拓を進めている。区分局で利用される機材等の周辺ビジネスの獲得を図りつつ、相手国の郵便事業全般に係るニーズや課題の把握に努め、更に近年では、eコマースの普及による小型小包の数量増加やデジタル変革、グリーン化等の新たなビジネスの可能性も探ることで、関連の分野において技術・知見を有する我が国企業の参入を促している。

2025年度には、ウズベキスタン共和国における郵便事業体による温度帯管理下の医薬品輸送に係る実装可能性に関する調査研究、モンゴル国における郵便事業体による区分業務の最適化等に向けた基礎的調査研究、インド共和国における郵便事業体による区分業務の最適化等に向けた基礎的調査研究等を実施した。

総務省では、引き続き各国との協力事業を深掘りしていくとともに、新たな協力対象国の発掘に向け、郵便関連の国際会議等への積極的な参加を通じた諸外国の郵便事業体との関係構築を図るほか、諸外国の状況に関する基礎調査等を実施することとしている。

4 信書便事業の動向

「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号）の施行により、2003年4月から民間事業者も信書^{*8}の送達事業を行うことが可能となった。

信書便事業には全国全面参入型の一般信書便事業及び大型・急送・高付加価値の3類型のサービスを提供する特定信書便事業の2種類があり、これらのうち特定信書便事業については、2025年度に新たに34者が参入したことによって、事業者数は647者（2025年度末現在）となった^{*9}。これらの特定信書便事業者によって、一定のルートを巡回して各地点で信書便物を順次引き受け配達する巡回集配サービスや、比較的近い距離や限定された区域内を配達する急送サービス、お祝いやお悔やみ等のメッセージを装飾が施された台紙等と一緒に配達する慶弔メッセージサービス等、創意工夫を凝らしたサービスが提供されている。2024年度の売上高は約191億円、総引受通数は約2,141万通となり、引受通数は過去最高となった。

また、総務省では、信書便事業の趣旨や制度内容に関する理解を促進し、信書を適切に送っていただくため、制度説明会を実施するなど、信書の定義、信書便制度等についての周知を行っている。

^{*8} 特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書（郵便法第4条第2項）。

^{*9} 一般信書便事業への参入はなし。